

第三十号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

平成二十九年二月二十一日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

債権の放棄について  
左記のとおり債権を放棄する。

記

一 債権の概要

(一) 債務者 元江戸川区民

(二) 債権の名称 生活保護費返還金

(三) 債権の総額 三百六十四万六千三百三十五円

二 債権の内訳

(一) 債権ア 債権の額 五万五千九百九十二円

債権発生日 平成二十二年六月十一日

債権発生理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十

六号）第一百五十九条

(二) 債権イ 債権の額 三百五十九万四千三百円

債権発生日 平成二十二年十一月四日

債権発生理由 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四

号）第六十三条

三 放棄する理由

債務者が平成二十七年九月三日に死亡し、当該債務者の法定相続人全員が相  
続放棄したことにより、債権を回収する見込みがないため。

(説明)

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。